

# 判決要約

No. 330

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		3 出願番号等
2 判決言渡日(判決)		4 要約

330 -1	<p>本願商標と引用商標とは称呼を共通にするが、本願商標が周知の「BALMAIN」ブランドを想起させるのに対し、引用商標からは特定の観念が生じないから、両者は観念において著しく相違し、類似商標でない</p>	<p>商標の類似、取引の実情 周知ブランド、観念</p>
<p>1. 平17(行ケ)10103号(知高2) 2. 平17.4.19(認容) 4. (1) 特許庁における手続及び審決の理由：原告は、平成11年3月24日、別掲(1)の構成よりなり、指定商品を別表第24類の「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布」及び第25類の「被服」とする商標(本願商標)について、商標登録出願した。</p> <p>審決は、本願商標と、①「バルマン」の片仮名文字を横書きしてなり、旧別表第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする登録第977769号商標(引用商標1)、②別掲(2)の構成よりなり、旧別表第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする登録第1346057号商標(引用商標2)及び③別掲(3)の構成よりなり、旧別表第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とする登録第1879415号商標(引用商標3)とは、「バルマン」の称呼を共通にする類似の商標であり、本願商標の指定商品は、引用商標1～3の指定商品と同一又は類似の商品であるから、商標法4条1項11号に該当するとした。</p> <p>(2) 裁判所の判断：商標の類似は、……商品に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、しかも、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。その際、商品の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、上記三点のうち、その一つにおいて類似するものでも、他の二点において著しく相違することその他取引の実情等によって、何ら商品の出所に誤認混同を生じるおそれが認め難いものについては、これを類似商標と解すべきではない(最高裁昭和43年2月27日第三小法廷判決、民集22巻2号399頁参照)。</p> <p>「BALMAIN」ないし「バルマン」の表示は、著名な原告</p>		
<p>「PIERRE BALMAIN」社に係る「BALMAIN」ブランドを示すものとして、本願商標及び引用商標1～3に係る取引者、需要者の間において、一般に広く知られるようになっていたから、本願商標に接した取引者、需要者は、仮に本願商標自体を知らなくとも、本願商標から、周知の上記「BALMAIN」ブランドを想起するものであり、これに対し、引用商標1～3から特定の観念が生じないから、本願商標と引用商標1～3とは、観念において著しく相違する。</p> <p>商品の取引者、需要者は、周知の「BALMAIN」ブランドを想起させる本願商標が付された商品と、そのような観念を生じさせない引用商標1～3が付された商品とを容易に区別することができ、両者の出所を誤認混同するような事態は考え難い。</p> <p>そうすると、両商標を同一又は類似の商品に使用した場合に、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれは認め難いから、本願商標と引用商標1～3とは類似商標ではない。</p> <p>(1) 本願商標</p> <p style="text-align: center;">BALMAIN</p> <p>(2) 引用登録第1346057号商標</p> <p style="text-align: center;">Valman</p> <p style="text-align: center;">ぼま</p> <p>(3) 引用登録第1879415号商標</p> <p style="text-align: center;">mini-BALMAIN ミニバルマン</p> <p style="text-align: right;">(商4条1項11号)重要度☆☆ (高瀬 彌平)</p>		

330 -2	<p>記載不備を理由として請求された無効審判の棄却審決を支持した審決取消請求事件</p>	<p>記載不備、ほぼりニア</p>
-----------	--	-------------------

<p>1. 平17(行ケ)10107号(知高2) 2. 平17.6.7(棄却) 3. 特許2873725号、無効2003-35495号 4. (1) 事案の概要：被告の有する特許につき、原告らが特許庁に対し本件明細書の記載不備を理由として無効審判を請求し、無効審判の請求は成り立たない旨の審決があり、原告らが審決の取消しを求めた事案である。なお、本件無効審判請求に先立ち原告は進歩性なし等を理由に無効審判請求を二度請求しており、いずれも請求不成立が確定している。</p> <p>(2) 審決の内容：①本件明細書の発明の詳細な説明には、本件発明の構成要件である「上記データ検出手段で得られる測定データを逐次補正し、補正後データが測定電極先端と根尖間の距離に応じてリニアまたはほぼりニアに変化するデータとなるように処理するデータ処理手段」におけるデータ処理手段を、当事者が容易に実施することができる程度の記載がされていない。②「ほぼりニア」との記載は、不明確あるいは不明りょうな記載である。③補正後データにつき、「リニアまたはほぼりニアに変化するデータ」と規定するが、この規定では、補正後データは本件特許発明の目的を達成できないデータも含むとする①～③の請求(原告ら)の主張をいずれも排斥し、本件特許を無効とすることはできないとした。</p> <p>(3) 原告の主張：測定データの補正方法につき、明細書には、適当に設定された測定データと補正後データから逆算して得られたものであり、実際の歯牙の測定データを補正するためののではなく、補正方法自体も、公知のリニアライザにおけるデータ補正の説明と変わるところはない。歯牙の特性にばらつきがある以上、本件明細書に記載された一定の方法だけで測定データの補正を行うことはできないし、補正のための補正値を得ることもできない。「ほぼりニア」に含まれる幅は、判断者によってまちまちとなり、権利者と第三者と</p>	<p>の間において権利範囲の解釈に食い違いが生じることは避けられない。</p> <p>(4) 被告の主張：臨床上要求される精度で根管長を測定できれば足りるものであり、歯牙の特性や測定に伴う誤差のばらつきまで補正するものではないから、補正値を設定するために必要な歯牙のデータとしては、厳密なデータの集積は不要であり、代表例を使って設計するだけで十分である。被告は、データ処理手段が行う補正が、従来のリニア化における補正と異なるとは主張していない。「ほぼりニア」とは、歯科医師が扱いやすいデータとするためにどの程度変換するかの設計の事項を反映させるための用語である。</p> <p>(5) 裁判所の判断：測定データを補正するための補正値は、「測定データは測定電極の先端が根尖から離れている間は小さい値のままあまり増加せず、根尖付近で急に増加し始める」という特徴を解消ないし緩和し、測定データを、「リニアまたはほぼりニアに変化するデータ」となるように変換し得るものであれば足りるものと解される。そのような補正値を得るには、根尖付近における補正の幅を急激に減少させるとの方針を採った上で、必要があれば、年齢等に応じて、異なる複数の歯牙の測定データを得て対応する値を決定すればよく、こうした作業は、当事者が、適宜行うべき事項にすぎなく、測定データを補正するための補正値の点について、本件明細書には、当事者が実施することができる程度の記載がされている。「ほぼりニア」については、当事者が実施に当たり、厳密な意味での「リニア」から外れる補正後データが存在することを当然に予定しているものと解されることは、当事者にとって自明のことである。</p> <p style="text-align: right;">(特36条)重要度☆☆ (岡田 淳平)</p>
---	---

330 -3	情報記憶カードの処理方法に関する発明に関して、審決による引用発明の認定には誤りがあるとして、拒絶審決が取り消された	引用発明の認定の誤り、進歩性
<p>1. 平 17 (行ケ) 10300 号 (知高 4)</p> <p>2. 平 17. 5. 12 (認容)</p> <p>3. 特開平 7-175901 号, 不服 2003-14440 号</p> <p>4. (1) <b>本件発明の概要</b>: 本件発明はカード識別装置と無線で情報を授受することによって情報記憶カードを処理する方法であって、情報記憶カードが有する固定情報を読取る第 1 の工程と、読取られた固定情報が適正かどうかを判定する第 2 の工程と、情報記憶カードに記憶されている情報を読出す第 3 の工程と、読出された情報を処理して、情報記憶カードを使用した履歴情報を含む新たな情報を情報記憶カードに記憶させるとともに、履歴情報と同一あるいは少なくとも所定の部分を抽出した情報を無限ループ状に記憶させる第 4 の工程とを有する。</p> <p>(2) <b>審決</b>: 刊行物 1 には、IC カードによる情報格納制御方式の発明が記載されている。IC カードの内部メモリにおけるファイルのレコード数は 1~n で表され、取引毎にレコード数 1 から順に書込まれ、レコード数 n まで書込まれたらレコード数 1 に戻って再度書込まれる。つまり、ファイル領域に対して一杯となれば、古い情報格納箇所を上書きされるようになっていく。</p> <p>審決では、刊行物 1 記載の発明においては、自動取引装置との間で情報を処理し、かつ、履歴情報を IC カードに記憶させるようにしており、本件発明が、カード識別装置と情報を授受することによって情報記憶カードを処理する点と格別な差異はなく、また、刊行物 1 記載の発明では、取引者が自動取引装置で出金額を指定すると、出金後、取引内容を IC カードのメモリに書込むようにしており、その際、残高を読取り、出金後にそれを更新するとの記載はないものの、そのような動作を行っているとするのが自然であり合理性がある、と判断した。</p> <p>(3) <b>判示事項</b>: 刊行物 1 の IC カードは銀行カードとして用いられるものであって、基本取引情報に加え、過去の取引記録に関する情報が記憶されていて、通帳の代わりになり、また、ATM を用いて出金等ができる場所、ATM は銀行センタと回線を介して接続されていて、出金等は銀行センタに備えられた元帳によって集中管理されるものであると認められる。</p> <p>上記銀行カードを用いた ATM による自動取引処理において、口座残高は、銀行預金の取引の性質上、ATM が銀行カードのみに情報源を依存しこれから読取ることはできず、銀行センタ側のホストコンピュータが口座ファイルから読取り、取引に関する処理を行った後、処理後の残高を ATM に送信するものであることが明らかである。</p> <p>被告は、刊行物 1 の第 3 図の IC カードのメモリの領域 ZC にある「残高」との文言が「真の残高」であるとしても何ら矛盾はないし、また、刊行物 1 では、銀行センタ側に元帳が設けられているが、元帳に残高を記録しておくといったような記載はないから、刊行物 1 において、「残高」は「IC カードのメモリ」にある領域 ZC のみに唯一記憶され、他の場所に記憶されるということはないと主張する。しかしながら、「残高」が「真の残高」であることを示唆する記載はない上、一般に、銀行センタ側に備え付けられる元帳ファイルに利用者の口座の残高が記憶されると認められるから、元帳ファイルの「残高」が「真の残高」であると考えざるを得ない。</p> <p>そうすると、刊行物 1 の IC カードを銀行カードとして用いるのであれば、IC カードから「残額」を読取り、出金後にこれを更新するという動作をしているものではないと言える。</p> <p>よって、本件発明が、第 3 の工程において情報記憶カードに記憶されている情報を読出し、かつ、第 4 の工程において読出された情報を処理して情報記憶カードを使用した履歴情報を含む新たな情報を情報記憶カードに記憶させるのに対し、刊行物 1 記載の発明がこのような工程を有していない点が相違する。</p> <p style="text-align: right;">(特 29 条 2 項) 重要度☆☆ (永井 豊)</p>		

From Editors

## 編集後記

「生まれる発明、育てる弁理士」のように、弁理士は発明者サイドからの視点で発明を扱うことが多いと思います。

今回は、その反対側からの視点（つまり本業とは別の視点）の 1 つである「特許評価」を特集としましたがいかがだったでしょうか。

育てた発明がどのように評価されるのか、専権業務から離れた観点で、本特集を見ていただければと思います。

(左にイ)

連出 (^\_^;) 後に体調を崩してしまい、査読が遅くなってすみません m(\_ \_)m

委員になる前は、知り合いのpatent編集委員が大変そうなのを見ていて、できれば担当したくない委員会でしたが、実際に体験してみると、いい勉強になったかな? と思います。大した仕事をしていなかったからかも知れませんが (^\_^;)

(ヲタ?)

特許を含めた知的財産の価値評価をどのようにするかは非常に難しい問題です。特許の場合には当然技術の評価を伴うが、技術の評価だけでは経済的価値は計れない。考慮すべき要素はたくさんある。最小限の基本的要件に、案件ごとのオプション要件を考慮する、といった簡便な手法は考えられないだろうか。(Y. T)

### 次号予告【2006年7月号】

特集《国内における模倣品対策》

7月号では、「国内における模倣品対策」を特集いたします。

国内における模倣品対策に有効な不正競争防止法の改正法が昨年 11 月 1 日に施行され、また、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号に伴う税関の水際差止制度が本年 3 月 1 日から施行されました。

模倣品による国内企業の被害は大きく、不正競争防止法や税関の水際差止制度を使って、国内における模倣品対策をどのように行えばよいかを掲載します。